

マイノリティの権利に関する 国際人権基準の進展と課題

もと
元 百合子*

目 次

1. はじめに
2. 国際人権基準と保障制度の展開
3. 課題と展望

1. はじめに

民族的、宗教的および言語的マイノリティ（以下、特に断らない限り「マイノリティ」と略す¹⁾）の保護は、20世紀後半に目覚ましい発展を遂げた国際人権法体系とその保障制度における最大の弱点であると言ってもよい。世界大戦の惨害、とりわけナチスドイツによる特定マイノリティの大規模な集団殺害に衝撃を受けた国際社会は、人権尊重のための国際協力を目的の一つに掲げる国際連合（国連）を設立したが、国連憲章にも世界人権宣言にもマイノリティへの言及はなされなかった。その後、国連が精力的に取り組んだ国際人権基準設定活動を通じて、次々とテーマ別ないし権利主体別の国際人権文書が生まれ出されたが、現在もマイノリティ保護に特化した普遍的な条約はなく、条約の策定に向けた動きもほとんどない。

しかし実際には、どの国でも差別、抑圧、搾取や暴力等の人権侵害 しかも、しばしば深刻な形態の人権侵害 を最も多く、集団的に受けてきたのはマイノリティ化された集団・カテゴリーに属する、ないし属するとみ

* もと・ゆりこ 大阪女学院大学国際・英語学部准教授

なされる人々であって、それは現在も変わらない。国内の不況であれ、世界的な金融・経済危機であれ、その否定的影響を最も多く蒙りがちなのも、周縁化された集団の成員である²⁾。80年代以降、経済のグローバル化に伴う人の越境移動の増加から世界中のほとんどの国の民族的・文化的多様性が増す一方、近年は多文化主義政策に対する否定的評価、移民や移住労働者に対する不寛容と排外主義が広がり、極右政党の台頭が北欧にまで及んでいる。長期にわたる未解決の民族紛争や紛争後の後遺症に悩む社会も少なくない。マイノリティの人権問題は、多くの国と国際社会が抱える喫緊の課題の一つである。

周知のように、マイノリティ保護の国際化は人権保障の国際化に先行していた。地域の秩序維持と紛争予防が目的であったとは言え、16世紀以後のヨーロッパにおける特定国間の条約による宗教的・民族的マイノリティ保護の試みを経て、20世紀前半には国際連盟の関与を伴うマイノリティ保護制度があった。同制度は人権の視点に基づくものではなく、第一次大戦の戦後処理過程において、主要連合国が新生独立国と敗戦国に強要したものであって、権利は普遍性を欠き、制度自体機能不全に終わった³⁾。国連には、連盟の経験を生かしながら普遍的制度を構築して、マイノリティの国際的保護に取り組むという選択肢もあったが、その選択肢は採用されなかった。それ以後、マイノリティの権利問題は、国連が採用した新しい枠組み、すなわちすべての個人を権利主体とする普遍的人権とその保障システムの中で長期にわたり周縁化されることになる。無差別平等原則が人権保障の基本原則として確立されたものの、社会構造的に差別・抑圧を受ける集団の成員も抽象的な「すべての人間」に包摂されて不可視化され、人権と基本的自由の享受におけるマイノリティと支配的グループとの集団間格差に注目し、その改善・解消への取組みを促す法的基盤のない時期がしばらく続く⁴⁾。マイノリティの処遇は実質的に、主権平等と内政不干涉原則によってガードされた各国の専管事項となった。

そうした状況が変化し始めたのは、1966年に採択された「市民的及び政

治的権利に関する国際規約」(以下、自由権規約)にマイノリティの権利に関する規定(27条)が置かれてからである。ただ、次節で触れるように、極めて消極的な文言が意図的に採用されたことが、各国のマイノリティ政策に対する規範的影響力を限定的なものにとどめる効果を持つことになる。同条の規定を強制的同化政策の禁止と解釈することも可能だが、当時はマイノリティの保護と同化政策は両立するという見方が根強かった⁵⁾。それでも、同規約の実施過程では、徐々にマイノリティの国際的保護制度の充実を促す要因が増えていく。複数の国際人権文書に関連する規定が散在するようになり、国連人権諸機関が各国におけるマイノリティの人権状況に懸念を示し、改善を促すようになる。そうしたプロセスを経て、1990年代初期には、パラダイム転換とも言える変化が訪れる。マイノリティが、不介入ないし消極的保護や恩恵的措置の客体から一般の人権に付加される「特別な権利」の主体へと変化し、その権利と国家義務の多面的内容が具体化される。以後、現在に至る約20年間に、マイノリティの権利の国際保障に関して注目すべき進展があった。

原則的に、マイノリティには民族自決権の享有が認められず、分離独立が許されないことがほぼ確立した現在でも⁶⁾、マイノリティ問題は、国家の統一や国民統合という各国政府が非常に敏感な問題に触れる要素をはらんでいる。そもそも、歴史が示すように、マイノリティの形成と存在は、当該集団成員の意思による自由な選択の結果ではなく、帝国の崩壊や国家領域の変更、複数民族の存在には適合しない国民国家建設の営みと特定集団に抑圧的な社会・経済・政治構造の構築など、すぐれて外的要因による⁷⁾。そうした歴史的事実を無視して、あるいは知ればこそ、支配的集団と基本的にその代表である国家は、マイノリティを基本的に安全・安定への脅威とみなし、時には排除や殺戮によってマイノリティの存在を消滅させ、あるいは同化政策によって文化的に消滅ないし不可視化して国民国家の一体性と安定を確保しようとする⁸⁾。同時に近代国家は、自らの正統性・正当性を国内外に主張するために国際法規範に従ってマイノリティ問

題に対応する必要にも迫られる⁹⁾。同様のことは、人権が国際社会の公共価値¹⁰⁾となって以来、人権一般についても言えることであり、国家は権力行使における人権抑圧や侵害への衝動と国際人権法遵守の必要性というジレンマを常に抱えている。ただ、マイノリティの権利の国際保障をめぐる経緯には、しばしば相矛盾するそうした欲求のせめぎ合いが一層鮮明に投影されているように見える。

本稿は、マイノリティの権利に関する国際人権基準の進展を、国際環境における関連動向に留意しながら時系列的に概観し、現行基準の内容を確認し、その上で、今後の課題を考察する。なお、本稿では、非常に多義的な概念である「民族」や「文化」から生じる用語の問題やマイノリティの定義に関する議論には立ち入らずに、広義の民族的マイノリティに焦点を当てる¹¹⁾。また、国際人権法上、先住民はマイノリティの権利の享有主体であると同時に、別の枠組みで保護される権利主体でもあるが、ここでは前者の範囲に限定して扱うことをお断りしておきたい。

2. 国際人権基準と保障制度の展開

(1) 国連創設期から1980年代まで

上述したように、冷戦期に相当するこの時期は、国連を中心に国際人権法とその保障システムが飛躍的に発展する一方、マイノリティの保護に関しては、法的にも制度的にも未整備であった。まず、起草段階では存在したマイノリティの権利規定が、最終的に世界人権宣言から消えた理由を簡単に見ておこう。一つには、国連が設立直後に採用した普遍的人権保障の枠組みがマイノリティの成員の人権実現にも有効かつ十分であり、集団的権利ないし権利行使の要素を含むマイノリティ保護は、前者とは「調和しない」という判断である。国連総会は「マイノリティの運命に無関心ではいられない」と述べつつも、同宣言の普遍的性格を一つの理由として明文規定を置かないことを決定した¹²⁾。しかし、それ以上に、そうした規定が

国家統一や国民統合の妨げとなることに強い懸念を持つ国々の反対で実現しなかったのである¹³⁾。

ただし、国連は、マイノリティの国際的保護の必要性を全面的に否定していたわけではなく、同時期に「集団殺害犯罪の防止および処罰に関する条約」(ジェノサイド防止条約)を成立させて、民族的、人種的または宗教的マイノリティ(日本政府公定訳は「国民的、人種的、民族的または宗教的集団」)の生存権の保護を図る。ただし、文化的ジェノサイドについては、わずかに触れる程度に止まった¹⁴⁾。国連教育科学文化機関(ユネスコ)が1960年に採択した「教育における差別を禁止する条約」にも、条件付きながら、マイノリティに自己の言語の使用や教育活動の権利を認める規定が置かれた。制度的にも、1946年にマイノリティの保護目的の一つとして経済社会理事会の下に設置された人権委員会とその下部組織「差別的防止及びマイノリティの保護に関する小委員会」(以下、人権小委員会)が¹⁵⁾、上述の「マイノリティの運命」決議の要請に基づき¹⁶⁾、マイノリティ問題の研究と基準設定に取り組むことになる。そうした作業から、自由権規約27条と「民族的(公定訳は「国民的または種族的」)、宗教的及び言語的マイノリティ(公定訳は「少数者」)に属する者の権利に関する宣言」(以下、マイノリティ権利宣言)(1992年)¹⁷⁾が生まれることになるが、起草作業開始から採択まで、どちらも十数年を要した。60年代後半には国連の人権保障制度が稼働し始めるが、両機関の活動で、マイノリティの人権状況の改善に直接つながる形態のものは少ない。国家代表から構成され、政治的機関の性格を強く持つ人権委員会は、東西両陣営がともに自国内の人権侵害への国連の関与を危惧していたため、60年代半ばまで人権問題への取り組みを自ら放棄していた上¹⁸⁾、小委員会に対しても70年代に入るまでマイノリティ保護に重点を置かないように圧力をかけていたと見られる¹⁹⁾。

自由権規約27条

現在も、マイノリティの権利に関して、法的拘束力を備える唯一の一般

的規定である自由権規約27条は、次のように規定する。

「民族的（公定訳は「種族的」）、宗教的又は言語的マイノリティ（公定訳は「少数民族」）が存在する国において、当該マイノリティに属する者は、その集団の他の構成員とともに自己の文化を享有し、自己の宗教を信仰しかつ実践し又は自己の言語を使用する権利を否定されない。」

普遍的な人権条約への同規定の導入は、マイノリティの権利に初めて国際人権の性格を付与し、国家に国際法上の保障義務を課した点で画期的であった。ただ、条文は世界人権宣言の起草段階に存在し、採択前に削除された規定に驚くほど似ている²⁰⁾。明示的に認められる権利は文化的領域の権利に限定され、意図して採用された消極的文言は²¹⁾、期待通り同条の効果を著しく弱めることになる。「存在する国において」の文言の挿入には、本条の適用を当該国内の定住集団に限定して、移民への適用を防ぐ意図があった²²⁾。外国人を適用除外するという起草段階での共通理解は、80年代半ばまで維持された。同フレーズは、実際にはそれ以上に、マイノリティの存在認定つまり本条の適用対象の判断を国家に委ねる効果を持った²³⁾。文末の「権利を否定されない」という文言の採用は、不介入を超える積極的義務を回避しようとする国々の強い意思に基づいていた。差別と同化の圧力に晒されるマイノリティの状況に照らせば、政府の不介入だけで言語や文化、宗教といった集団的アイデンティティが維持できることは、人的・財政的資源の制約の面からもまれで、法的・行政的措置による条件整備が不可欠である。そうした積極的義務を課しないとすれば、27条の実効性は乏しい²⁴⁾。財政的措置を含む積極的義務を認めて同条を「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」（社会権規約）に含める選択肢もありえたが、ほとんど検討もされなかった²⁵⁾。こうして同条の基準は、国際連盟の制度のそれを下回った。連盟の下では、明示的ではないにしても、国家義務は、マジョリティとの実質的平等と集団的アイデンティティの維持発展のための特別な措置を含むと考えられていたのである²⁶⁾。

法的・制度的整備の展開

自由権規約の発効（1976年）後、その履行監視機関である自由権規約委員会は、規約の発展的解釈とその適用を試みるようになるが、この時期、27条に関して見るべきものは多くない。注目に値するのは、80年代後半に発表された「（外国人の地位に関する）一般的意見 15」と「（無差別に関する）一般的意見 18」である。これらの文書は法的拘束力を備えないが、前者は、明示的に市民ないし外国人に限定適用される特定の規定（25条と13条）を除き、規約に規定されるすべての権利は市民と外国人に平等に保障されるべきであるという一般の原則を改めて確認し、その文脈で外国人も27条の権利主体になり得ることを明らかにした²⁷⁾。後者は、人口の一部が置かれた状況がそれらの人々の人権享受を恒常的に妨げ、あるいは損なっている場合、無差別平等原則は国家に積極的差別是正措置（affirmative action）を講ずることを求めることを明らかにした²⁸⁾。個人通報制度で検討された事案のうち27条に関するものは少ないものの、他に頼るべき国際基準がなかった当時の先住民族からなされた数件の申立てについて、その後の先住民族の権利の法規範化につながる判断が出された²⁹⁾。この間、膨大な時間と労力を費やして、同条の適用対象であるマイノリティを定義する試みが続いたが、今も確立した定義はない。マイノリティの多様性に加えて、定義の主体と目的によって定義の基準が変化することからも、現在はむしろ、一般的定義の確定は困難ないし不必要であるという見方がほぼ共有されている³⁰⁾。

この時期に策定されたマイノリティに関連する国際人権文書や規定の内、とりわけ重要なのが、明示的ではないものの事実上、民族的マイノリティが主な保護対象である「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（人種差別撤廃条約）」（1965年採択、1969年発効）である。ただ、同条約の実施機関である人種差別撤廃委員会の機能の充実は、90年代を待たねばならなかった³¹⁾。このほか、「在住する国の国民でない個人の人権に関する宣言」（外国人の人権宣言）（1985年採択）に「自己の言語、文化及び伝

統を保持する権利」(5条),「子どもの権利に関する条約」(1989年採択)に「マイノリティおよび先住民の子ども」に対して自由権規約27条と同じ形式で文化的権利(30条)を保障する規定,教育の目的の一つとして異なる言語,価値観や文化に対する尊重の育成を挙げる規定(29条(c))などが置かれたが,いずれも規範性を発揮するのは冷戦後のことである。

当時の国際環境とその変化

国連初期に支配的であった国民国家イデオロギーと同化主義の影響力は,西欧諸国にとどまらず,脱植民地化の過程で人民の自決権を掲げて独立したアジア・アフリカの国々にも波及していた。それらの国のほとんどは,多民族国家である現実に適合しない国民国家建設を目指して,領域内の民族的集団に対して強権的同化主義政策で臨んだが³²⁾,主権平等,内政不干渉原則が外部の関与を阻んだ³³⁾。そうした新生国家が相次いで加盟した頃の国連は,「植民地諸国,諸人民に対する独立付与に関する宣言」(1960年)および「国際連合憲章に従った諸国間の友好関係と協力に関する国際法の諸原則についての宣言(友好関係原則宣言)」(1970年)の中で,独立国家からの新たな分離にくぎを刺す。国内の諸民族は,外的自決権においても内的自決権においても,その主体である人民ないし国民の構成要素にすぎないという見方が国際社会の共通理解となる。友好関係原則宣言では,「人種,信条または皮膚の色による差別なくその領域に属するすべての人民を代表する政府を有する」ことが「領土保全または政治的統一の全部または一部を毀損する行動」から保護される主権独立国家の要件と読み取ることも可能な文章になっているものの³⁴⁾,実際には,独立国内のマイノリティ抑圧を国際社会が問題にすることは,冷戦期を通じてまれであった³⁵⁾。

他方,70年代には,労働力として大量に移民・移住労働者を受け入れていたオーストラリア,カナダ,米国などのように,露骨な同化主義的政策から多文化主義的な政策に移行する国が現われ,そうした政策が西欧諸国に一定の広がりを見せ始める。当然,多文化主義を,社会統合を損なう理

念と捉えて警戒し、その導入に反対する動きもあった。80年代には、民主主義に基づく良好な国内統治を国家・政府の正当性の要件とする見方が生まれ、国連の人権諸機関の活動が軌道に乗り始めたこともあって、内政不干渉原則と主権の絶対性が揺らぎ始める。先住民族を対象として実施されていた体系的な同化政策に対する批判も出てくる。例えば、国際労働機関（ILO）が1957年に採択した「独立国における土民（原住民）並びに他の種族民及び半種族民の保護及び同化に関する条約」³⁶⁾（第107号条約）が、ILO自身によって「時代遅れ」になったと認識され、1989年にはその「同化主義的方向を除去するため」の改正が第169号条約によってなされる。こうした動きが、次節で見るような展開につながって行く。

(2) 1990年代以降

1992年に国連総会が採択したマイノリティ権利宣言は、ヨーロッパの地域的人権条約を別にすれば、今もマイノリティの権利に関する唯一の包括的国際文書である。その目的は、マイノリティの権利に関する国際人権基準の「より一層効果的な実施の確保」（前文）にある。自由権規約27条の解釈と適用を補強する包括的な文書の必要性は、同規約発効直後から指摘されていた³⁷⁾。前述のように、条約機関の活動を通じて同条が法規範として機能しはじめた後も、その必要性が低下することはなかった。長期に及ぶ起草作業を終らせ、採択を目指して多くの国連加盟国が協働した背景には³⁸⁾、冷戦終結直後に旧ソ連邦と旧ユーゴスラビアで諸民族が分離独立の動きを見せて紛争の危機が迫り、その後も、世界各地で民族間の緊張や紛争が相次いだことがあった。国際社会は、国際人権基準の強化によってマイノリティの適正な処遇を促進する必要性を実感したのである³⁹⁾。多発する民族紛争を間近に目撃した欧州では、欧州安全保障協力会議（CSCE、後に機構化し OSCE）、欧州評議会、ECなどの政府間機構がそうした域内情勢に反応して、マイノリティ保護に関する地域的文書を次々に成立させる⁴⁰⁾。領土保全原則を曲げて複数の民族の旧ユーゴスラビアからの分離

独立を承認した際には、マイノリティの保護と人権尊重を承認要件として国際連盟下の制度に類似したマイノリティ保護条約監視制度も設立され、さらなる紛争予防の手立ても講じられた⁴¹⁾。他方、1990年代以後、欧米諸国の移民政策においては、多文化主義やデニズンシップへの傾斜から「統合」重視への移行が始まる⁴²⁾。

マイノリティ権利宣言

前文では、マイノリティの権利の実現と伸長が、国内・国際社会の安定、人民間と国家間の友好と協力の強化に寄与するという理念が謳われている。マイノリティの存在、特に独自のアイデンティティを維持しようとする集団の存在を国家と社会に対する不安定要素ないし脅威と捉えるのではなく、社会を豊かにする要素として肯定的に捉える多元文化主義的観点が導入され、マイノリティを含む社会の全構成員に平等に人権を保障する課題と結合されている。マイノリティの権利と国家の義務が具体的かつ詳細に規定され、マイノリティは権利主体として国家に積極的措置を要求できる地位を獲得した。同宣言は、法的拘束力を備えないとは言え、少なくとも様々な国際人権文書にある関連規定の解釈指針としての法的意義を持ち⁴³⁾、コンセンサスで成立した総会決議であることから国連加盟国の集合的意思の表明とも言え、強い権威と影響力を持ち⁴⁴⁾、「遵守を強く期待させる」文書である⁴⁵⁾。採択以後、総会と人権委員会が、事務総長と下部機関、事務局からの報告に基づいて、同宣言の実施を促す決議を繰り返したこともそれを裏付けている。翌年(1993年)の世界人権会議で採択された「ウィーン宣言及び行動計画」は、マイノリティの権利の保護・促進が国家の安全と安定に寄与するという認識を示した上で、各国が同宣言に則ってマイノリティの人権と特別な権利を保障すべきことを確認した⁴⁶⁾。

マイノリティに属する者が持つとして明示的に規定(第2条)されている権利には、自己の文化の享有、宗教の信仰と実践、言語の使用の権利(1項)に加え、その国のすべての形態の公共生活に効果的に参加する権

利（2項）、自らが属する集団や居住する地域に関する決定過程に効果的に参加する権利（3項）、自己の結社を設立し維持する権利（4項）、帰属集団の他の成員や他のマイノリティ集団の成員と自由かつ平和的に接触する権利、民族的、宗教的又は言語的紐帯によって関係を持つ他国の市民との国境を越えた接触を、いかなる差別もなく樹立し維持する権利（5項）がある。国家には、マイノリティの存在と集団的アイデンティティの保護及び促進の条件を助長し、それらの目的達成のために適当な立法その他の措置を講ずる義務（第1条）が課され、その上で、採るべき措置が列挙されている。それらは、マイノリティの成員が、あらゆる人権と基本的自由を無差別平等に、十分かつ効果的に行使できるよう確保するための措置（第4条1項）、マイノリティの集団的アイデンティティの維持と発展を可能にする条件の整備（同2項）、マイノリティに母語学習と母語による教育機会を提供するための措置（同3項）⁴⁷⁾、マジョリティが、マイノリティの歴史、伝統、言語、文化を学ぶための教育分野での措置（同4項）、マイノリティが経済的進歩・発展に十分参加できるようにする措置（同5項）である。さらに、国家は、マイノリティの正当な利益に妥当な考慮を払って国家政策と計画を立案し、実施することを義務付けられている（第5条）⁴⁸⁾。ただ、起草過程で示された懸念や抵抗を反映して、条文には義務の性格を弱めるフレーズが挿入された。また、論争的ではあるものの、自治権等の集団的権利が明示されていないことや⁴⁹⁾、ジェンダー視点の欠落に対する批判もあろう。マイノリティに属する女性に対する重層的抑圧構造と複合的差別の問題への言及はない⁵⁰⁾。それでも、マイノリティの権利を文化的権利への矮小化から解き放ち、権利の集団的な側面をより明確に認識し、あらゆる領域でのマイノリティの社会参加、マイノリティに影響する決定過程への効果的参加を権利として明記し、国家にその保障義務を課したことは大きな意義がある。多数決民主主義制度においては、数の上でも劣勢にあることが多いマイノリティの意見やニーズは看過ないし無視され、それが経済的、社会的不利益や様々な人権の享有におけるマ

ジョリティとの不均衡につながるものが、しばしば常態化しているからである。政治、経済、教育、健康、住宅など、あらゆる分野の政策と計画の立案と実施において、マイノリティの利益を考慮することを国家に義務付ける5条の重要性は、特に強調しておきたい。

宣言に示された新たな国際基準は、2年後の1994年に自由権規約委員会が発した同規約27条に関する「一般的意見23」⁵¹⁾によって、さらに補強されることになる。国家には積極的措置を講ずる義務が課されることのほか⁵²⁾、同文書は権利享有主体の範囲について次のことを明確にした。

マイノリティの存在は「締約国の決定ではなく、客観的基準によって確定」されなければならないこと、当該国の市民・国民であることや、永住性も定住性も同条が定める権利享有の要件ではなく、移住労働者や一時的滞在者(visitor)も当該国内でマイノリティを構成する場合は、同条の権利を行使し得ること⁵³⁾。との関連では、エスニシティ、言語または宗教を理由とする差別はおこなっていないと主張し、「そのみを根拠にマイノリティは存在しないという主張をする締約国があるが、誤りである」と明快な指摘もおこなっている⁵⁴⁾。

これらの文書には、積極的措置の具体的な内容や措置に伴う国家の人的・財政的資源負担義務が明示されていないが、権利を実効的に保障するための法的および行政的な措置を講ずる義務が課されているのであるから、公的財政支出の要請が全くないと解することは合理的ではない。実際、マイノリティの文化、言語、宗教などの発展を可能にする条件の整備、マイノリティが母語を学び、母語で教育を受ける機会を得られるようにするには、集会や礼拝のための施設、学校等教育施設の整備、教材等用具や備品、教員の確保などの措置が不可欠である。規定の文言ないし個々の権利に対応して一律に消極的ないし積極的義務が国家に要請されるのではなく、それぞれの権利の実現を目指して、状況に応じて多面的義務を負うことが要請されるのである⁵⁵⁾。こうした見方は、日本では、法学においても実務においても十分に共有されているとは言い難いが、国際社会では自由権、

社会権を問わずあらゆる人権に適合する認識として80年代後半以降急速に広まり、現在では一般化している⁵⁶⁾。

権利保障制度の重層化

前述したように、マイノリティ権利宣言に法的拘束力はないが、採択の3年後（1995年）には、同宣言の実施の促進、マイノリティの権利の保護促進のための措置の勧告、マイノリティに関する問題の平和的解決策の検討などを任務とするマイノリティ作業部会が人権小委員会の下に設置された。同作業部会では、特定国の人権状況に対する批判や苦情の申し立ては許されないものの、マイノリティ当事者、NGO、研究者も発言の機会を与えられた。2007年の人権理事会設立を機に、その下に設置されたマイノリティ・フォーラムが同作業部会の機能を概ね引き継ぎ、短い会期ながら毎年、マイノリティの「教育への権利」や、政治や経済への効果的な参加などといった重要課題をテーマに、具体的かつ踏み込んだ議論をおこなった上で勧告を発表している。自由権規約委員会は、政府報告書審査や個人通報の検討などの活動の中で意識的にマイノリティ権利宣言を27条の解釈指針として活用している。例えば最近では、政府報告書審査後の総括所見で締約国に対して「(マイノリティの)政治的代表性が低水準にあることを懸念し、適正な政治的代表性と政治的参加を確保するためにあらゆる適切な措置を取る」ことを強く促すようになった⁵⁷⁾。

このほか、人権理事会による政府報告書の普遍的・定期的審査のほか、人種差別撤廃委員会、女性差別撤廃委員会、社会権規約委員会、子どもの権利委員会など、他の条約機関も頻繁に各国のマイノリティの人権状況について報告を求め、懸念を示し、勧告をおこなっている。各種テーマについて研究し、しばしば現地訪問調査を実施して報告と勧告をおこなう特別報告者が、各国のマイノリティの人権状況に触れることも多く、2005年からは「マイノリティ問題に関する国連独立専門家」が設置されて、貧困とミレニアム開発目標の文脈におけるマイノリティ、包摂と安定の促進、マ

イノリティ内の女性と子どもの状況、および国連におけるマイノリティの権利の主流化といった領域の活動に精力的に取り組んでいる。1993年に設立された国連人権高等弁務官事務所には、近年、先住民族・マイノリティ・ユニットが設置されて、マイノリティ問題の研究を促進している。このように、条約上・憲章上を問わず複数の国連人権機関が、重層的かつ相互補完的に機能し、しばしば同一の問題に懸念を表明し、改善を求める勧告を繰り返している。例えば、日本社会におけるマイノリティの子どもたちの教育問題は、上記の複数の機関が繰り返し取り上げてきた⁵⁸⁾。国際人権レジームでは従来、軽視ないし看過されてきたマイノリティに属する女性に対する複合的差別の問題も、女性差別撤廃委員会と人種差別撤廃委員会をはじめ複数の機関が取り上げるようになってきている。また、雇用国でマイノリティの地位に置かれる移住労働者と家族の一般の人権とマイノリティとしての権利を規定する「すべての移住労働者及びその家族構成員の権利の保護に関する国際条約」は、日本を含めて、移住労働者受け入れ国である先進国が批准していないという重大問題を抱えるものの、2003年の発効後に条約実施機関が活動を開始している。ただ、日本政府のように、条約機関の見解や勧告に法的拘束力がないことを理由に、説得的な根拠を示さないまま、条約解釈や国内人権状況の評価について条約機関と異なる主張を繰り返し、勧告を受容しようとしぬ国があることは⁵⁹⁾、条約の履行確保措置の機能を損ないかねない⁶⁰⁾、大きな障害になっている。

以上見てきたように、マイノリティの成員は一般的人権の主体としていかなる差別もなく、他の集団、とりわけ支配的集団の成員と平等にあらゆる人権と基本的自由を享受する権利を持っており、マイノリティの特別な権利はそれに付加されるものである。国際人権法上、この二つは区別されるが、同時に相互に密接に関連しており、相互補完的にも機能する。前者については、両規約をはじめ複数の国際人権文書に置かれる差別禁止規定のほか、自由権規約26条が経済的社会的権利にも適用される自律的な権利として「差別されない権利」、平等への権利を定めている⁶¹⁾。確保される

べき平等とは、法の上での形式的平等ではなく、事実上の平等、実質的平等である⁶²⁾。これが、現在の一般的な解釈である。したがって、それらの無差別平等規定及び人種差別撤廃条約は、マイノリティの人権状況の改善にとって極めて重要な法規範として機能している。格差が常態化している場合に、マイノリティの集団ないし個人を対象に積極的差別是正措置を講ずることは、恩恵的措置ではなく国家の義務であることも一層明確にされている⁶³⁾。ただ、そうした優遇措置は時限的なものであり、通常、特定の領域ないし問題に限定された施策である。他方、マイノリティの特別な権利は、差異の承認・尊重とともに、あらゆる領域における集団間の格差の是正と不平等な社会構造の変革を目指す恒常的かつ多面的な取組みを要求する。マジョリティとマイノリティの間に機会と処遇における不平等がある場合、マイノリティに特別な権利を認め、その保障義務を国家に負わせる限り、差別や人権侵害におけるマイノリティの被傷性は解消されず、マジョリティと平等な人権を享受できないからである⁶⁴⁾。

3. 課題と展望

マイノリティ権利宣言を成立させた国際社会の主たる関心が、既存国家や地域の安全と安定、紛争予防であったことを反映して、国連人権諸機関が宣言の基準の普及に向けて当初採用していたアプローチも、紛争予防・解決・処理に関連したものであった⁶⁵⁾。それでも、マイノリティの権利の国際的保障に関して、この約20年間に起きた基本的なアプローチの転換と規範的・制度的整備の進展には大きな意味がある。ただ、国際基準の真価は何よりも国内法システムにおける実施にかかっており⁶⁶⁾、マイノリティの権利に関する国際基準についても、国内実施の確保が最大の課題である。マイノリティの国内法的地位は国ごとに異なるとはいえ、日本を含めて各国の状況は、国際基準と大きく乖離している。しかも冒頭に触れたように、マイノリティ、とりわけ移民や移住労働者などの比較的新しいマイノリ

ティを取り巻く昨今の状況は、その乖離の一層の拡大を懸念させる。移民の同化努力不足が非難され、支配的集団の構想する「統合」への服従が追放を免れる条件として一方的に突き付けられている。これまで以上に人種差別的要素が入り込みやすい選別的入国管理政策の採用と在留外国人への管理・監視強化が広がりつつある。極右勢力の振りまく言説の浸透、共感と支持の急速な拡大を含むこうした動きの総体は、人種主義の解放ないし復興現象とも言うべき様相を呈している⁶⁷⁾。

もっとも、マイノリティ保護政策や多文化主義に欺瞞性が潜むことや、特定の目的に沿って変形されることが少なくないにも警戒が必要である。例えば、マイノリティの存在と権利の承認と保護を国家が引き受けるのは、マジョリティが決定権を持つ主流制度の中で許容される範囲に限定されてきたといった指摘や⁶⁸⁾、マイノリティ保護政策や制度が民族自決権の代用品にすぎないという指摘には、相当の根拠がある。多文化主義にも、マジョリティによる文化の序列化に基づく「多様性の管理」に墮す危険性があり⁶⁹⁾、実際、民族的出自に沿った社会経済階層構造を不問にしたまま、マジョリティが自らの優越的地位、特権を維持する制度の正当化と統治に利用してきた側面がある。さらに、国境を越えて展開する企業活動への利用価値さえ取りざたされている⁷⁰⁾。すでに、先住民族の文化的・知的財産や資源の不正利用が始まっており⁷¹⁾、国際社会は、市場経済に基づく発展という国家利益のために、マイノリティの文化を知的財産化して積極的に活用する意図を共有しているという指摘もある⁷²⁾。

しかし、現行の国際基準は、世界各地のマイノリティと支援者が、困難な闘いを通じて獲得したものである。「統合」や「共生」といった概念も含めて、一見美しい言辞で語られる理念や政策の欺瞞性や欠陥を見抜き、それを正す上でも有効かつ重要な指標を提供しているのが、マイノリティ権利宣言をはじめ現行の国際人権基準である。人権享受におけるあらゆる差別の撤廃、実質的平等の保障、集団間の対等な関係を前提にした対話、決定過程、とりわけ、マイノリティに関係や影響のある事柄の決定過程へ

の効果的参加の担保、その際のマイノリティの位置付け、すなわちマイノリティを人権一般及び特別な権利の主体、判断と決定の主体として位置付けているかどうか⁷³⁾、あらゆる政策の立案や実施において、マイノリティの正当な利益に適切に考慮しているかどうかといった指標である。その意味では、マイノリティに関する現行の国際基準は、社会全体の構造とあり方に大幅な変更を求めるものである。その国内実施は各国政府の国際法上の義務であり、政府と社会、とりわけ支配的集団の成員が、居住地域から国家までのあらゆるレベルと領域で速やかに取り組むべき課題は明白であり、また余りにも多い。

- 1) 民族的マイノリティと一般的に看做される集団を指す言葉には、国際人権文書において racial, national, ethnic, tribal といった、それぞれの意味と違いが不明確かつ論争的な種々の形容詞が付けられてきた。それぞれ、日本政府公定訳では「人種的」、「国民的」、「種族的」、「民族的」と訳されてきたが、それらの訳語も多義的であって、その適合性は異論を排さない。したがって本稿では、マイノリティの定義問題とも関連する用語問題には踏み込まずに、総称的に「民族的」という訳語を当てることをお断りしておきたい。また、民族的、言語的ないし宗教的マイノリティは、現実には重なり合っていることが少なくないが、国際人権法上、宗教に基づく差別は人種差別とは異なる範疇の差別として別の枠組みで扱われることもあり、本稿では、言語的マイノリティの多くが含まれる、広義の民族的マイノリティに焦点を当てることとする。
- 2) 国連人種差別撤廃委員会「一般的勧告 33」(2009年) 1-2 頁。
- 3) 国際連盟の制度については、Francesco Capotorti, *Study on the Rights of Persons belonging to Ethnic, Religious and Linguistic Minorities* (UN Doc. E/CN.4/Sub.2/384/Rev.I(1977)) paras. 82-105; 金東勲「国際人権法とマイノリティの権利」国際法学会編『日本と国際法の百年』第4巻『人権』(三省堂, 2001年) 105-110頁; **マイノリティ・ライツ・グループ**「民族的、種族的、宗教的もしくは言語的マイノリティに属する者の権利に関する国連宣言草案」マイノリティ研究会代表・武者小路公秀編『世界のマイノリティと法制度』(解放出版社, 1992年) 47-48頁参照。
- 4) 制度の面では、次節で述べるように、国連憲章に基づき、1947年に人権委員会とその下部組織がマイノリティの保護を目的の一つとして設立されたが、関連性のある活動は1960年代まで研究と基準設定作業に限られた。
- 5) 大竹秀樹「少数者の国際的保護について 第二十七条の起草過程を中心として(二)」同志社法学35 5号(1984年) 197頁。
- 6) 次節で触れる「植民地諸国、諸人民に対する独立付与に関する宣言」(1960年)および「国際連合憲章に従った諸国間の友好関係と協力に関する国際法の諸原則についての宣言」(1970年)のほか、「民族的、種族的、宗教的もしくは言語的マイノリティに属する者の権

利に関する(国連)宣言」第8条4項、「独立国における先住民及び種族民に関するILO条約(第169号)」第1条3項参照。「先住民族の権利に関する(国連)宣言」第3条の自決権の規定は、伝統的な分離独立権を含まないという理解が一般的である。ただし、90年代に東欧で民族的・宗教的マイノリティの分離独立が国際社会から承認される事例があったのは周知の通りである。また同じ頃、国連人権機関で分離権の許容をめぐる新しい主張、すなわち、人民の代表性と差別禁止を尊重せず、重大な差別(人権侵害)があるのに止めようとしない国家に対しては、最終手段として領域保全に対抗する行動(つまり分離)が許容されるという見方が出されたことがある[差別防止およびマイノリティ保護小委員会(UN Doc. E/CN.4/Sub.2/1993/34)および人種差別撤廃委員会「一般的勧告21」(1996年)]が、広く共有されるには至っていない。窪誠「マイノリティと国際法」吉川元・加藤普章『マイノリティの国際政治学』(有信堂, 2000年)182頁参照。

- 7) 例えば、民族境界線を無視しておこなわれた植民地の境界線の画定と、それが脱植民地過程でもほとんどそのまま引き継がれたことなどによる無数の民族的マイノリティの形成、そうした現実と適合しない国民国家建設の企て、あるいは先住民族の存在を無視した同様の企てに顕著である。言語的マイノリティの形成も主として、国内や一定地域の力関係において優位にある集団によって言語が序列化されることによる。移民・移住労働者・難民のように、そうした歴史的経緯を持たず、比較的新しいマイノリティの形成も、個別の事情よりも、国内および国家間の経済格差や紛争、自然災害や環境破壊などの外的要因によることが多い。
- 8) 実際、安全保障の観点から、同化政策は当然視され、大規模な強制移住や住民交換さ行われてきた。吉川元「マイノリティの安全と国際安全保障」吉川元・加藤普章『マイノリティの国際政治学』(有信堂, 2000年)226-228頁参照。
- 9) 武者小路公秀「世界のマイノリティに関する法制度研究の今日的意義」マイノリティ研究会(代表・武者小路公秀)編『世界のマイノリティと法制度』(解放出版社, 1992年)10頁・11頁参照。
- 10) 大沼保昭「国際社会における法と政治」国際法学会編『日本と国際法の百年』第4巻『人権』(三省堂, 2001年)9頁。
- 11) 従来、様々に自由権規約27条の適用対象であるマイノリティの定義が試みられてきたが、今日国際人権レジームで一般的に受容された基準は、小少数性よりも被支配的地位、集団的アイデンティティの共有などである。集団的アイデンティティの維持を望んでいるという主観的要素を要件とすることについては議論がある。後述するように、居住国の国民・市民であることは要件ではない。
- 12) 国連総会決議217(C III)。関連して、国連事務総長による1950年の覚書は、連盟の制度が新たな枠組みと調和しないと判断し、失効したものとみなすことを明らかにしている。マイノリティ・ライツ・グループ「民族的、種族的、宗教的もしくは言語的マイノリティに属する者の権利に関する国連宣言草案」マイノリティ研究会代表・武者小路公秀編『世界のマイノリティと法制度』(解放出版社, 1992年)49頁参照。
- 13) 世界人権宣言の起草段階でなされたマイノリティ保護関連規定の提案に関する議論については、前掲注5、大竹秀樹, 172-177頁参照。国際連盟のマイノリティ保護制度のナチ

マイノリティの権利に関する国際人権基準の進展と課題（元）

ドイツによる濫用、すなわち他国内のドイツ系マイノリティの権利と再統合を侵略の口実としたことが国際社会にとってトラウマとなったという見方もある。斎藤恵彦「マイノリティ問題と国連」マイノリティ研究会（代表・武者小路公秀）編『世界のマイノリティと法制度』（解放出版社，1992年）74頁参照。

- 14) 第2条(e)の同化目的によるマイノリティの子どもたちの他集団への強制的移動の禁止規定のみが、文化的ジェノサイドに関連する規定である。
- 15) 1999年に「人権促進保護小委員会」に改称。さらに、2006年に人権委員会が人権理事会に改組されたのを契機に廃止され、類似の機能は人権理事会の諮問委員会に引き継がれる。
- 16) 前掲注12，国連総会決議。
- 17) 同宣言の英語名は，Declaration on the Rights of Persons Belonging to National or Ethnic, Religious and Linguistic Minorities.
- 18) 阿部浩己他『テキストブック国際人権法』（日本評論社，2003年）74頁，163-165頁参照。
- 19) 富田真理「少数者・先住民族の人権」（第5章）横田洋三編『国際人権入門』（法律文化社，2008年）71頁。
- 20) 前掲注5，大竹秀樹，170頁。
- 21) 自由権規約27条の起草過程における議論について，同上，大竹秀樹「少数者の国際的保護について 第二十七条の起草過程を中心として(二)」同志社法学35号(5)，1984年，177-183頁；窪誠「市民的及び政治的権利に関する国際規約二七条：マイノリティの保護に関する国家報告」院生論集（京都大学大学院法学研究科）17号（1989年），86-88頁参照。
- 22) 池昌美穂，「市民的及び政治的権利に関する国際規約第27条における少数者保護について」成城法学37号（1991年）122，129頁参照。
- 23) 日本政府の取ってきた行動がその一例である。政府は，自由権規約委員会に対する最初の政府報告書（1980年）では「本規約に規定する意味での少数民族は我が国には存在しない」として日本国内のマイノリティの存在を全面的に否定し，その7年後の一部修正を経て1991年の第3回報告書ではアイヌ民族が同条の適用を受ける集団であることを認めたものの，今も同委員会の見解や勧告を受容せずそれぞれ以外のグループを同条の権利主体と認めていない。
- 24) 前掲注3，Capotorti, para. 588 参照。ただし，自由権規約発効後になされた指摘である。
- 25) 草案審議過程の人権委員会において，積極的義務を認めて同規定を「経済的，社会的及び文化的権利に関する国際規約」（社会権規約）に置くことが「適切」ではないかという指摘がなされた記録があるが，一部の意見にとどまった。（UN Doc. E/CN.4/SR.369, p. 15）前掲注22，池昌美穂，139頁参照。そうした議論の背景には，当時，支配的であった二分論，すなわち市民的政治的権利はもっぱら消極的義務を国家に負わせる一方，いわゆる社会権は給付的措置を要請するという捉え方があった。申恵平『人権条約上の国家の義務』（日本評論社，1999年）355-356頁参照。
- 26) 例えば，「アルバニアにおけるマイノリティ学校事件」における常設国際司法裁判所の勧告的意見（1935 PDJ Ser.A/B, No. 64, p. 19）にそうした解釈が示されている。マイノリティ・ライツ・グループ「民族的，種族的，宗教的もしくは言語的マイノリティに属す

- る者の権利に関する国連宣言草案」マイノリティ研究会代表・武者小路公秀編『世界のマイノリティと法制度』(解放出版社,1992年)47-48頁参照。
- 27) CCPR General Comment No. 15: The position of aliens under the Covenant (UN Doc. A/41/40, Annex VI), para. 7.
- 28) CCPR General Comment No. 18: Non-discrimination (UN Doc. A/45/40, Annex VI), para. 10.
- 29) 葉師寺公夫他『法科大学院ケースブック国際人権法』(日本評論社,2006年)259-264頁参照。それらの判断の批判的検討として、窪誠「マイノリティの文化的権利」芹田健太郎他編『国際人権規範の形成と展開』(信山社,2006年)337-340頁。
- 30) 例えば, Nisuke Ando, "Minority Issues in Japan and in the International Community" マイノリティ研究(関西大学マイノリティ研究センター編)3号(2010年)26-28頁。国連の人権機関は,定義が未確定であることのメリット,つまり保護対象から除外される集団の発生を回避する効果もあると説明してきた。
- 31) 阿部浩己他『テキストブック国際人権法』(日本評論社,2003年)104頁参照。
- 32) 前掲注8,吉川元,230-232頁参照。
- 33) 納家政嗣「20世紀における国家主権の変容」国際法学会編『日本と国際法の100年』(三省堂,2001年)57,62頁参照。
- 34) 桐山孝信「国際民主主義の正当性とその危機 国際法とのかかわり」日本国際連合学会編『民主化と国連』(国際書院,2004年)46-48頁参照。
- 35) 前掲注8,吉川元,232頁。
- 36) 国際労働機関(ILO)駐日事務所サイト上の和訳ママ。
- 37) 前掲注3, Capotorti, paras. 588, 617.
- 38) 起草過程における議論と採択に至る経緯について,パトリック・ゾーンベリー(金東勲監訳)「民族的,種族的,宗教的もしくは言語的マイノリティに属する者の権利に関する国連宣言:背景,分析および観察」反差別国際運動日本委員会編『現代世界と人権7 国際社会における共生と寛容を求めて』(解放出版社,1995年)24-67頁;R・ローレンス・パーシュ(金東勲訳)「国連とマイノリティの保護」反差別国際運動日本委員会編『現代世界と人権1 国連とマイノリティの人権』(解放出版社,1989年)10-19頁参照。
- 39) 当時,有力であったポスト構造主義の思潮の影響があった可能性もある。阿部浩己『国際法の暴力を超えて』(岩波書店,2010年)232-234頁参照。
- 40) 主要なものとして,「地方言語またはマイノリティ言語のための欧州憲章」(1992年)と「ナショナル・マイノリティの保護に関する枠組み条約」(1995年)がある。
- 41) 前掲注8,吉川元,234-240頁参照。
- 42) 佐藤成基「国民国家と移民の統合」社会学評論(日本社会学会)60巻3号(2009年)348頁。
- 43) 詳しくは,拙稿「マイノリティ権利宣言の意義に関する一考察」国際人権(国際人権法学会)10号(1999年)59-65頁参照。
- 44) 横田洋三監訳『国連ブルーブック・シリーズ第VII巻 国際連合と人権 1945-1995』(1995年), para. 45.

マイノリティの権利に関する国際人権基準の進展と課題（元）

- 45) ECOSOC 34th Session Official Records, Suppl. No. 8 (UN Doc. E/3616/Rev.1), para. 105.
- 46) UN Doc. A/CONF.157/23, Article19.
- 47) 同宣言を含めて、国連人権文書ではマイノリティの個人・集団によって使用しないし継承される言語 第一言語、(出身国・地域の)公用語、母語、継承語を厳密に区別せずに、「母語」(mother tongue)の言葉を用いて表すことが多い。
- 48) 国際連合総会決議 47/135 . 各条文の規範内容については、同宣言の逐条解釈(コメントリー)(UN Doc. E/CN.4/Sub.2/AC.5/2001/2) 参照。反差別国際運動日本委員会編・発行『マイノリティの権利とは 日本における多文化共生社会の実現にむけて』(解放出版社、2004年)106-130頁に拙訳所収。
- 49) ただし、集団的権利の問題は、個人の権利主体性、特に個人の人権とのバランスの問題を含み、論争的である。集団の対内的抑圧について、Will Kymlicka, *Multicultural Citizenship*. (Oxford University Press, 1995) pp. 34-38; Susan M. Okin, "Is Multiculturalism Bad for Women" in Joshua Cohen et al (eds.) *Is Multiculturalism Bad for Women* (Princeton University Press, 1999). 集団への帰属と離脱の自由に関する議論として、Chandran Kukathas, *The Liberal Archipelago: A Theory of Diversity and Freedom* (Oxford University Press, 2003); Jeff Spinner-Halev, "Autonomy, association and pluralism" in Avigail Eisenberg and Jeff Spinner-Halev (ed.), *Minorities within Minorities: Equality, Rights and Diversity*. (Cambridge University Press, 2005).
- 50) 「人種」、民族、階級など、複数の抑圧構造の交差と複合的差別の問題について、拙稿「マイノリティ女性に対する複合差別」法と民主主義423号(2007年)46-51頁参照。
- 51) UN Doc. CCPR/C/21/Rev.1/Add.5
- 52) 同上, paras. 6.1 & 6.2.
- 53) 同上, para. 5.2. 外国人が保護対象に含まれることはすでに前掲注27, 同委員会の「一般的意見 15」で明らかにされていたが一層明確になった。在留の合法性が、外国籍者のマイノリティとしての権利享有の要件であるか否かについては、コメントリー(前掲注48)にも「一般的意見 23」にも記述がないが、子どもの権利条約の実施機関である子どもの権利委員会の「一般的意見 6」(UN Doc. CRC/GC/2005/6, para. 12)および「すべての移住労働者及びその家族構成員の権利の保護に関する国際条約」(移住労働者権利条約)31条は、すべての移住労働者とその家族構成員に文化的アイデンティティの尊重が確保されるべきことを定めている。また、教育への権利のように、その享受の度合いが他の多くの人権の享受に重大な影響を及ぼすという意味で特に重要な人権について、出入国管理上の地位または国籍に関わらず、すべての子どもに平等に保障されるべきことは、社会権規約委員会、人種差別撤廃委員会、子どもの権利委員会といった複数の条約機関によって明確にされている。移住労働者権利条約30条に同旨の明示的規定がある。拙稿「マイノリティの権利としての母語学習と民族教育 日本の現状と国際人権基準」国際人権(国際人権法学会)21号(2010年)58頁参照。
- 54) 前掲注51, para. 4.
- 55) 申恵丰『人権条約の現代的展開』(信人社、2009年)131-135頁, 192-193頁参照。
- 56) 同上, 119頁。

- 57) 例えば、グルジア政府報告書に対する総括所見(2007年)(UN Doc. CCPR/C/GEO/CO/3), para. 17。
- 58) 前掲注53, 拙稿, 59頁参照。
- 59) 例えば、日本国内の外国人児童の教育への権利の実現状況の評価についての不一致がある。それについて、前掲注53, 拙稿, 56-61頁参照。
- 60) 前掲注55, 申恵丰, 352-354頁参照。
- 61) 前掲注28, 自由権規約委員会「一般的意見 18」para. 12。
- 62) 最近の文書として、人種差別撤廃委員会「(特別な措置の意味と範囲に関する) 一般的勧告 32」(2009年), paras. 6 & 11。
- 63) 前掲注28, 自由権規約委員会「一般的意見 18」para. 12に加えて、人種差別撤廃委員会「一般的勧告 32」(2009年) paras. 11~18。人種差別撤廃委員会は、締約国にその実施を勧告している。例えば、米国の第1~3回政府報告書審査における総括所見(2001年)(UN Doc. A/56/18, para. 399)。
- 64) See Alexandra Xanthaki, Multiculturalism and International Law: Discussing Universal Standards, *Human Rights Quarterly*, vol. 32 (2010), pp. 29-30。
- 65) 前掲注38, パトリック・ソーンベリー, 71-72頁参照。
- 66) 阿部浩己監訳『フェミニズム国際法: 国際法の境界を問い直す』(尚学社, 2004) 139頁。
- 67) Doudou Diène, *Updated study by the Special Rapporteur on contemporary forms of racism, racial discrimination, xenophobia and related intolerance, Racism, Racial Discrimination, Xenophobia and All Forms of Discrimination*, (UN Doc. E/Can.4/2006/54) paras. 4, 12 & 14。
- 68) 大岡栄美「書評飯笹佐代子著『シティズンシップと多文化国家 オーストラリアから読み解く』国際政治159号(2010年) 183頁。
- 69) 米山リサ『戦争・暴力・リドレス 多文化主義のポリティクス』(青土社, 2005年) 15-28頁参照。
- 70) 同上, 22頁参照。
- 71) 常本照樹「先住民族の文化と知的財産の国際的保障」知的財産法政策研究8号(2005年) 15-18頁参照。
- 72) 前掲注29, 窪誠, 332-336頁。
- 73) 国家や支配集団ではなく、マイノリティこそが判断決定主体であるべきことを強調した論考として、窪誠「国際的人権保障の推進」江橋崇・山崎公士編著『人権政策学のすすめ』(学陽書房, 2003年)がある。